



宮 崎 県 公 報

平成21年4月16日(木曜日)第2075号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○歳入の徴収の事務の委託……………(総務課) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 1	

○民有林の保安林の指定(9件)……………(自然環境課) 1	
○林業種苗生産事業者の登録……………(森林整備課) 3	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始……………() 4	
公 告	
○県民栄誉賞の受賞者の氏名及びその事績……………(文化文教・国際課) 4	

告 示

宮崎県告示第 330号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテク ション株式会社	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

宮崎県告示第 331号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
有川 亮	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	循環器科	平成21年4月1日
西元 久晴	医療法人社団晴和会西元眼科医院	都城市	眼科	平成21年4月1日
鈴木幹次郎	国民健康保険中部病院組合	日南市	リハビリテーション科	平成21年4月1日
下舞 浩二	えびの市立病	えびの市	内科	平成21年4

	院			月1日
平原 信哉	宮崎大学医学部附属病院	清武町	耳鼻咽喉科	平成21年4月1日
内山 伸一	独立行政法人国立病院機構宮崎病院	川南町	小児科	平成21年4月1日

宮崎県告示第 332号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字礫石 857-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字礫石 857-2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 333号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東白杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上

越6524-1、6525-1、6525-3、6526-1、6527、6528-1、6528-3、6528-4、6529、6540-1、6541-1、6550、6552、6553-1、6555-1、6555-3、6557-1、6559-1、6559-3から6559-5まで、6560-1、6560-3、6561-1、6561-3、6561-4、6562から6564まで、字家ノ下谷6565から6567まで、6568-1、6568-2、6569-1、6570-1、6571、6573、6574-6、6575-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は禁伐による。

字尾上越6553-1・6559-5 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 334号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6358-1、6374、字中横尾6464-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字米ノ迫6358-1・字中横尾6464-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、字米ノ迫6374

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 335号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字松ノ下乙269

、東郷町坪谷字大内平1936-6、東郷町下三ヶ字板山10

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 336号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字ナカバスハ5540-1・5540-2・5541-1・5542-1・5543-1・5544-1・5546・5546-1・5572-2・5573-1 (以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、5541-2、5542-3、5543-2、5547-1、5547-3、5547-4、5548-2、5551-2、5560-1、5564、5565-1、5565-3、5567-1、5567-2、5568-1、5569-1、5569-5、5571、5572-1、5572-3、5572-4、5574、5575、5578

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 337号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字大谷山5300-2、5310、5311-1、5314から5316まで、5320、5323、5324

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷山5300-2・5315・5316・5320・5323・5324 (以上6筆について、次の図に示す部分に限る。)、5310、5311-1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 338号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東白杵郡美郷町西郷区山三ヶ字増谷3237-1、3237-5、3237-7、3240-1、3243-1、3243-3、字松ヶ佐礼3299、3320、3326、3327、3334

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 339号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東白杵郡諸塚村大字七ツ山字藤ノ元3290-1、3290-3、3290-4、字雨仮屋3297-2、3300、椎葉村大字下福良字大中尾 163-14、字桑木原 177-1、177-92

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 340号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年 4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東白杵郡諸塚村大字家代字尾手ノ尾 700・701-1・701-7・701-12・702-1・705-1・705-3 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、字浅藪 671-2、671-6、671-7、671-10、671-11、699、699-2、字尾手ノ尾 701-3、701-5、701-8から701-10まで、701-15、701-18、701-21、701-23、701-26、701-28、701-31、702-2、702-3、702-12、702-14から702-16まで、703、704-1

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾手ノ尾 701-3 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 341号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成21年 4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産業者の内容		事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1273	鈴木正行 日向市大字塩見 6474番地2	採取 精選	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木の育成	鈴木正行 日向市大字塩見 6474番地2

宮崎県告示第 342号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 4月16日から平成21年 4月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 4月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
10	県道	宮崎イ ンター 佐土原 線	宮崎市佐土 原町下田島 字伊勢ん92 26番地先か ら同市同町 下田島同字 9199番地先 まで	旧	9.4 ~ 10.5	113.0
				新	9.4 ~ 13.2	113.0

宮崎県告示第 343号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 4 月16日から平成21年 4 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 4 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
10	県道	宮崎イ ンター 佐土原 線	宮崎市佐土 原町下田島 字伊勢ん92 26番地先か ら同市同町 下田島同字 9199番地先 まで	平成21年 4 月16日

公 告

宮崎県県民荣誉表彰規則（平成12年宮崎県規則第 127号）第 2 条の規定により、平成21年 4 月 8 日付けで県民荣誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

平成21年 4 月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 氏名

青木 宣親

2 事績

平成21年 3 月、ワールド・ベースボール・クラシックにおいて日本代表チームの一員として出場し、2 大会連続となる優勝にチームの中心選手として大きく貢献することにより、広く県民に大きな夢と感動を与え、県民の郷土に対する自信と誇りを醸成した。